

平成 30 年 3 月 6 日

(資料 1)

平成 30 年度事業計画について

平成 30 年度（以下、「本年度」という）における公益財団法人国際協和奨学会（以下、「当奨学会」という）の主たる事業として、下記に掲げる事業等を実施する。

1. 外国人留学生に対する奨学金の支給

平成 30 年度において奨学金を支給する外国人留学生（以下、「奨学生」という）は、10 名（第 32 回生 4 名、第 33 回生 6 名）、支給する奨学金の総額は年額 13,680,000 円（1 人につき月額 120,000 円）とする。

2. 日本国籍を有する者の海外派遣留学生に対する奨学金の支給

平成 30 年度において奨学金を支給する日本国籍を有する者の海外派遣留学生（以下、「奨学生」という）は、2 名（第 32 回生 1 名、第 33 回生 1 名）、支給する奨学金は年額 1,440,000 円（1 人につき月額 120,000 円）とする。

3. 奨学生に対する研修及び交流の支援

奨学生に対しては、上記奨学金の支給のほか、下記の事業及び支援活動の実施を計画している。

(1) 研修会・体験学習を通じて、日本の文化・自然等に触れる機会を設ける

(2) 奨学生の相互交流に対する積極支援

(3) 奨学生に対する生活指導及び助言

当奨学会の伝統である奨学金の手渡し（毎月）を今年度も継続、奨学生に対する個別的な指導・助言を行う。

(4) 機関誌発行

2 年毎に発行している機関誌「相樹」は、今年度に第 16 号を発行する。

4. その他

(1) 基本財産の安定かつ効果的運用による奨学資金の捻出

引き続き超低金利下あり、運用利回りは昨年より低下は避けられない情勢下ではあるが、当奨学会が保有する基本財産を安全かつ効果的に運用し奨学資金に充てる。

(2) 諸経費の見直しによる経費の削減

限られた財源を有効に活用するために、事業費及び管理費の見直し、無駄な経費の削減を徹底する。

(3) 公益財団法人としての運営管理の整備

公益財団法人としての認可（平成 25 年 5 月 24 日）を受けて以降、あるべき体制に向けての整備を行ってきたが、今年度も引き続き理事会による指導・

管理をさらに強化し、運営体制を整備する。

(4) 大学等の訪問先の拡充・深化

限られた奨学金が本来の意義として有効に活用されるには、当奨学会においても外国人留学生・日本人海外留学生の財政面を含めた質的变化に対応しなければならない。このためには、奨学生の推薦機関である大学等との紐帯強化が必要であり、訪問先の拡充と深化を図る。